

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後						
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）						
区 分		単 位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額	区 分		単 位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額	
宿泊 室	基本利用料金		[略]	円 <u>6,000</u>	附属の設 備を使用 する場合 において は、1件 ごとに	基本利用料金	[略]	円 <u>6,100</u>	附属の設 備を使用 する場合 において は、1件 ごとに	
	加算利用 料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	<u>600</u>			小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]		<u>610</u>
		一般	[略]	<u>1,200</u>			一般	[略]		<u>1,220</u>
会議室		9時から12時まで	<u>1,200</u>	1,200円 の範囲内 で知事が 定める額	会議室		9時から12時まで	<u>1,220</u>	1,220円 の範囲内 で知事が 定める額	
		13時から17時まで	<u>1,680</u>				13時から17時まで	<u>1,700</u>		
		9時から17時まで	<u>2,880</u>				9時から17時まで	<u>2,920</u>		
研修室		9時から12時まで	<u>4,920</u>		研修室		9時から12時まで	<u>5,000</u>		
		13時から17時まで	<u>6,600</u>				13時から17時まで	<u>6,710</u>		
		9時から17時まで	<u>11,520</u>				9時から17時まで	<u>11,710</u>		
調理体験室		9時から12時まで	<u>2,160</u>		調理体験室		9時から12時まで	<u>2,190</u>		
		13時から17時まで	<u>2,880</u>				13時から17時まで	<u>2,920</u>		

			9時から17時まで	<u>5,040</u>
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで	<u>10,920</u>
			13時から17時まで	<u>14,640</u>
			9時から17時まで	<u>25,560</u>
	入場料等を徴収する場合	興行として行うものでない場合	9時から12時まで	<u>16,440</u>
			13時から17時まで	<u>21,960</u>
			9時から17時まで	<u>38,400</u>
		興行として行うものである場合	9時から12時まで	<u>32,880</u>
13時から17時まで			<u>43,920</u>	
9時から17時まで			<u>76,800</u>	
テントサイト	一般サイト	宿泊	[略]	<u>1,200</u>
		一時使用	[略]	<u>600</u>
	世界のテント	宿泊	[略]	<u>3,600</u>
		一時使用	[略]	<u>1,800</u>
[略]				

			9時から17時まで	<u>5,120</u>
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで	<u>11,100</u>
			13時から17時まで	<u>14,880</u>
			9時から17時まで	<u>25,990</u>
	入場料等を徴収する場合	興行として行うものでない場合	9時から12時まで	<u>16,720</u>
			13時から17時まで	<u>22,330</u>
			9時から17時まで	<u>39,050</u>
		興行として行うものである場合	9時から12時まで	<u>33,440</u>
13時から17時まで			<u>44,660</u>	
9時から17時まで			<u>78,100</u>	
テントサイト	一般サイト	宿泊	[略]	<u>1,220</u>
		一時使用	[略]	<u>610</u>
	世界のテント	宿泊	[略]	<u>3,660</u>
		一時使用	[略]	<u>1,830</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。